

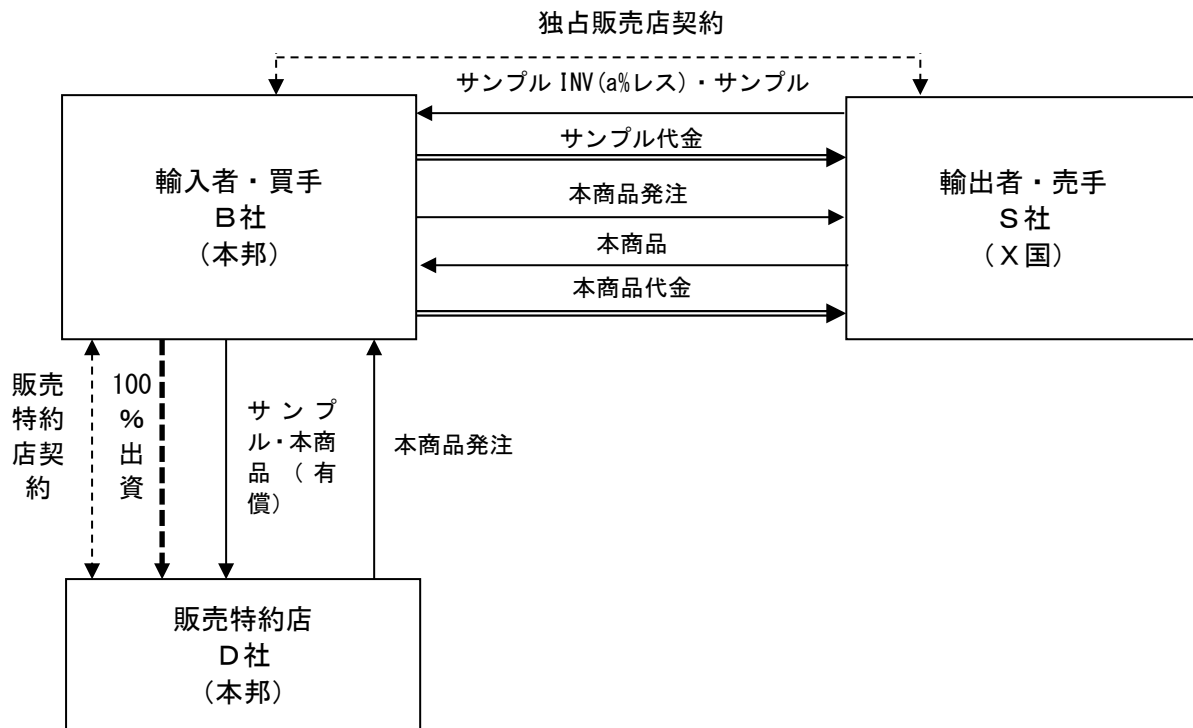
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が受けるサンプル値引きに基づく輸入取引の取扱いについて

照 会		
照 会 内 容 等	① 輸入貨物の品名	衣類他（税表分類：第 62 類）
	② 照会の趣旨	輸入者（買手）がサンプル値引きを受ける取引は、処分又は使用につき制限がある場合に該当するか否かについて照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号	
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回 答			
回答年月日	平成 27 年 6 月 12 日	回答者	東京税関業務部首席関税評価官
回 答 内 容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 買手であり輸入者であるB社（以下「買手」という。）は、売手であり輸出者であるS社（以下「売手」という。）との間で独占販売店契約（以下「基本契約」という。）を締結し、売手から衣類等（以下「本商品」という。）を輸入しています。なお、両者の間に特殊関係はありません。

基本契約において、買手は本邦における販売特約店を任命していますが、販売特約店を変更する場合は売手の承認が必要であり、売手は承認しない場合に契約を終了する権利を有するとともに、買手、販売特約店の展示会開催場所について承認する権利を有しています。

(2) 買手は、買手が100%出資しているD社（以下「販売特約店」という。）と「販売特約店契約」（以下「特約店契約」という。）を締結し、販売特約店が実際の展示会等の販売促進、受注活動を行っています。販売特約店は、本商品の販売の態様等及び広告宣伝活動についても、売手、買手の承諾を得た上で各種活動をしなければならないとされています。

(3) 売手は、1年をSS（春夏）AW（秋冬）と2シーズンに分け、シーズンごとに衣類等コレクションの生産企画を行い、買手が商品の販売促進、広告宣伝活動を含むマーケティング準備を万全に行えるように売手、買手間で合意した期間内に本商品のサンプルを発送します。サンプルは、本商品と品質等の差異はなく本商標が付されています。買手は、基本契約に基づき、各シーズンの展示会の前に本商品のサンプルを正規価格のa%で購入します。

(4) 基本契約において、上記 (1) 及び (3) のほか、以下の内容が定められています。

- ・ 売手から買手に販売される本商品の価格は、卸販売のためであれば正規価格の b%引き、買手または販売代理店が運営する店舗向け販売であれば正規価格の c%引きとすること
- ・ 買手は、シーズン毎に展示会を開催すること
- ・ 買手は、シーズン終了後に、本邦で実施した広告宣伝活動の報告を提出すること

(5) また、特約店契約において、上記 (2) のほか、以下の内容が定められています。

- ・ 買手の販売特約店に対する本商品の販売価格は、正規価格に一定の料率を掛けた額に輸入関税の額を加えたものとする。ただし、一定の期間において、買手は販売特約店に対し、正規価格から b%のディスカウントを付与する。加えて、売手が、販売特約店が直営する店舗で販売する商品と認めた場合、正規価格から更に d%のディスカウントを付与する。
- ・ 買手が販売特約店に販売する本商品のサンプルの販売価格は、a%値引き後の価格に一定の料率を掛けた額に輸入関税の額を加えたものとする。
- ・ 販売特約店は、展示会の前にサンプルを買手より購入する。
- ・ 販売特約店は、シーズン終了後に、展示会に係る報告書を作成する。

(6) 買手は当該サンプルを販売特約店に販売し、販売特約店は自社にて展示会、内覧会等を行い、各サンプルに対する顧客の反応等を見極めた上で、買手に発注を行い、買手から売手へ正式発注が行われます。

販売特約店は、展示会等で使用したサンプルをブランド品であることより社内販売、アウトレット等ルートは自主的に限定し相応の価格で販売していますが、このような最終使用方法について、売手、買手のいずれにも報告しておらず、販売についても何ら制限を受けているものではありません。

(7) 輸入するサンプルのインボイスには、商品ごとに本商品の正規価格が記載され、最終頁にその総額とその額から a%控除後の金額が記載されており、買手は、売手から送付されるインボイスに従い、a%値引きされた金額を売手に支払っています。

3. 関税評価に対する照会者の見解

当該値引きは関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号の「買手による輸入貨物の処分等についての制限」に該当せず、本件貨物の課税価格は関税定率法第 4 条第 1 項本文に基づき、現実支払価格（値引き後価格）により計算します。

【回答内容】

本事案において、輸入貨物に係る輸入取引は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する「買手による輸入貨物の処分等についての制限がある」場合に該当し、その課税価格は、同法第4条の2から第4条の4までに定めるところにより決定することとなります。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格（取引価格）とする旨が規定されています。ただし、同条第2項本文において、輸入貨物に係る輸入取引に関し、同項各号に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、第4条の2から第4条の4までに定めるところによる旨も規定されており、同項第1号において、「買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限（買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。）があること。」が掲げられています。

(2) 法施行令（以下「令」という。）第1条の7各号において、法第4条第2項第1号に規定する「政令で定める制限」について規定しており、令第1条の7第3号において、「その他買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの」を掲げています。

(3) 法基本通達（以下「通達」という。）4-16において、法第4条第2項第1号に規定する「買手による当該輸入貨物の処分又は使用についての制限」に該当する場合として、輸入貨物を売手の指示に従って展示用としてのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合や特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合を例示しているほか、買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限が当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えているか否かの判断は、制限の種類、輸入貨物の種類、産業の種類及び商慣行並びに価格への影響の商取引上の重要性等の要素を考慮して行うものとするとの注書が付されています。

2. 検討

(1) 輸入者の説明と基本契約の記載によれば、本件取引は、輸出者が権利を有する商標が付された衣類等（以下「本商品」という。）の本邦における唯一の独占的な distributor として輸出者から指定された輸入者が、本商品のサンプル（以下「輸入貨物」という。）を EXW 条件で輸入（購入）するものと認められることから、輸出者が売手、輸入者が買手である輸入取引であると認められます（以下

輸出者を「売手」、輸入者を「買手」という。)

(2) 基本契約において、

- ① 買手は、シーズン毎に、各展示会に先立ち、売手から輸入貨物を正規価格の a%引きで購入することに合意する。
- ② 売手は、上記輸入貨物を、買手がシーズン毎における本商品の販売準備を万全に行えるよう、売手と買手で合意した日時までに発送しなければならない。
- ③ 売手から買手に販売される本商品の価格は、卸販売のためであれば、正規価格の b%引きとし、買手又は販売代理店が運営する店舗向け販売のためであれば、正規価格の c%引きとしなければならない。
- ④ 買手は、シーズン毎に、販売特約店の営業所において、本商品の展示会を開催しなければならない。
- ⑤ 買手は、広告出稿や販促キャンペーン等を通じて、本邦における本商品の広告宣伝活動を行う。これらの広告宣伝活動を行う場合は、売手との合意を経なければならない。
- ⑥ 買手は、各対象シーズン終了後に、本邦で実施された広告宣伝活動等のシーズン報告を、自ら作成し又は販売代理店に作成させ、提出する。

旨が定められています。

(3) また、特約店契約において、

- ① 買手の販売特約店に対する本商品の販売価格は、正規価格に一定の料率を掛けた額に輸入関税の額を加えたものとする。ただし、一定の期間において、買手は販売特約店に対し、正規価格から b%のディスカウントを付与する。加えて、売手が、販売特約店が直営する店舗で販売する商品であると認められた本商品については、正規価格から、更に d%のディスカウントを付与する。
- ② 買手が販売特約店に対し販売する輸入貨物の販売価格は、a%値引き後の価格に一定の料率を掛けた額に輸入関税の額を加えたものとする。
- ③ 販売特約店は、各シーズンにおいて、各展示会の前に、上記輸入貨物を買手より購入するものとする。
- ④ 販売特約店は、シーズン毎に、販売特約店の社内外において、展示会場について売手による承諾を得た上で、本商品の展示会を開くものとする。
- ⑤ 販売特約店は、各シーズン終了後に、シーズン毎に行われる本商品の展示会に関し、顧客からの評判及び顧客の意見を記載した報告書を作成し、買手に交付するものとする。

旨が定められています。

(4) また、買手は、

- ① 輸入貨物は、本商品と品質等の差異はない。

- ② 各シーズンの展示会の前に、輸入貨物を正規価格の a% で購入する。
- ③ 実務上、輸入貨物は、販売特約店に販売する。
- ④ 販売特約店は、自ら展示会又は内覧会等を行い、輸入貨物の顧客への反応等を見極めた上で、展示会等の後、輸入貨物を自主的に販売する。
- ⑤ 販売特約店は、上記の自主的な販売について、売手及び買手には報告せず、買手及び売手から何ら制限を受けていない。

旨を申し述べています。

(5) 本件輸入取引において、買手は、上記(2)⑤のとおり、売手との合意を前提として、本邦における本商品に係る広告宣伝活動を行うとされているところ、その一環として、上記(2)④により、本商品の展示会開催が義務付けられているものと認められます。また、当該義務付けを受け、上記(3)④により、販売特約店は、本商品の展示会を開くものとされているものと認められます。

(6) また、上記(2)①及び②より、本件輸入貨物は、シーズン毎に開催される、本商品に係る展示会に先立って提供されることが、売手と買手との間で合意されているものと認められます。このことは、上記(3)③及び上記(4)②とも整合的です。

(7) さらに、上記(2)⑥のとおり、買手は、売手に対し、本邦で実施された広告宣伝活動等のシーズン報告を提出することとされており、これを受けて、上記(3)⑤により、販売特約店は、シーズン毎に行われる本商品の展示会に関し、顧客からの評判及び顧客の意見を記載した報告書を作成し、買手に交付するものとされているものと認められます。

(8) 上記(5)から(7)までにより、輸入貨物は、シーズン毎に開催される本商品に係る展示会で使用することを想定されているものと認められます。また、上記(4)③及び④のとおり、買手は、実態としても、輸入貨物は、販売特約店が開催する展示会又は内覧会等において使用されている旨を申し述べています。

(9) 上記(4)①により、輸入貨物と本商品とは商品価値的に同一物と認められることからすれば、上記(2)①及び③並びに上記(3)①及び②により、輸入貨物の販売に際して設定されている値引率と、本商品の販売に際して設定されている値引率が異なるのは、上記(8)の事情、すなわち、輸入貨物が、シーズン毎に開催される本商品に係る展示会や内覧会等で使用されることによるものと認められます。

(10) 上記事情は、通達 4-16 本文で例示している「輸入貨物を売手の指示に従って展示用としてのみ使用させることを条件として」と同視できるものと認められます。また、上記(9)のとおり、上記事情は、輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えているものと認められることから、令第1条の7

第3号にも該当しません。

(11) なお、上記(4)④及び⑤のとおり、買手は、展示会又は内覧会等の後、販売特約店が自主的に輸入貨物を販売することや、当該販売について、販売特約店に対する売手及び買手による制限はない旨を申し述べていますが、輸入貨物を展示会又は内覧会等において使用する事実が変わりはなく、通達4-16本文で例示している「展示用としてのみ使用させる」との条件を否定することとはなりません。

3. 結論

したがって、本件輸入貨物に係る輸入取引は、法第4条第2項第1号に規定する「買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限がある」場合に該当することから、同項の規定により、本件輸入貨物の課税価格は、法第4条の2から第4条の4までに定めるところにより決定することとなります。